求職者向け

制定　令和８年９月１０日

就活ハラスメント防止への取り組み

検査開発株式会社

１．弊社の取り組み

弊社は、採用活動において求職者（学生含む）の皆様が安心して就職活動が行える環境を整えるとともに、公正かつ誠実な採用活動を行うことに取り組んでいます。

２．基本的な姿勢

弊社は、求職者の皆様が安心して就職活動が行えるように、就活ハラスメント防止の観点から、次のような姿勢をもって採用活動を行います。

〇公正・誠実な採用選考の実施
〇求職者一人ひとりを尊重する対応
〇求職者との複数社員による面会（原則）
〇連絡手段の限定（社員は社有アドレス限定。求職者の連絡先の私的利用及び社員の私的連絡先の提供の禁止。）
〇就職活動に係る事項に限った連絡・調整
〇個人情報の適正な取扱い
〇全社員の本取り組みの理解・遵守
〇就活ハラスメント相談窓口の設置

３．禁止行為及び言動

（１）パワーハラスメント（パワハラ）

〇高圧的な態度で求職者を威圧する行為
〇求職者の人格、価値観や生き方を否定する発言
〇面接中に圧迫質問を行い、精神的に追い詰める行為
〇内定や選考通過を条件に不当な要求をする行為
〇無理なスケジュールでの対応を押し付ける行為（深夜の課題提出など）
〇他企業の選考状況を執拗に聞き出す行為
〇弊社の内定を出す条件として、求職者に対して他企業からの内定辞退するよう求める行為

（２）セクシャルハラスメント（セクハラ）

〇容姿や服装、体型に関する発言
〇恋愛や結婚、性的指向に関する質問・発言
〇必要以上にプライベートな情報を詮索する質問

求職者向け

〇身体的な接触（肩を触る、手を握る、近すぎる距離で話すなど）
〇選考とは無関係な場（飲み会、個人的な誘い）への参加の強要
〇内定を条件としたデートや食事等の要求

（3）その他のハラスメント

〇性別、出身地、家族の職業、思想・信条宗教等に関する質問
〇障がいや持病について、業務上必要な範囲を超えて尋ねる行為
〇過去の経歴や失敗を執拗に指摘し、求職者を困らせる行為
〇その他、求職者が不快に感じると思量される言動

4．ハラスメント事案への対応

こうした取り組みを徹底する中、求職者から苦情があった場合や、弊社社員がハラスメントに係る情報を得た場合には、早急に事実関係を確認した上で、求職者に寄り添い、適切かつ丁寧に対応します。

また、ハラスメントを行った社員及び関係者については、事実関係を踏まえ、厳正な処分等を行います。

【就活ハラスメント相談窓口】
検査開発株式会社
業務統括本部　担当：菊池　克仁、小松﨑　舞
TEL：029-282-1611　FAX：029-282-2555
受付時間：8:30～17:15（土曜日・日曜日・祝日を除く）